

第 13 号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。